

○松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱

平成29年3月31日

告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）に関し、共同企業体を活用する場合の運用基準を定めるものとする。

(共同企業体活用の原則)

第2条 市が発注する建設コンサルタント等の業務は、単体の企業への発注を基本とするが、技術力の結集等により効果的な履行が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができるものとする。

(共同企業体の方式)

第3条 共同企業体の運営方式は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(共同企業体の活用)

第4条 共同企業体の活用は、次によるものとする。

(1) 対象業務は、業務の規模、性格等に照らし合わせて、発注者が必要と認める業務とする。

(2) 共同企業体の構成員の数、組合せ、資格等は、次によるものとする。

ア 構成員数

2者又は3者とする。ただし、特に大規模であって、技術力を結集する必要があると認められる業務については、4者とすることができるものとする。

イ 組合せ

構成員の組合せは、対象業務ごとに定めるものとする。

ウ 資格

構成員は、対象業務について次の要件を満たす者とする。

(ア) 松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年告示第11号）第8条に規定する建設コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、市長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

(イ) 当該業務について、単体企業として入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）に参加する者でないこと。

(ウ) 対象業務ごとに市長が別に定める要件を満たしていること。

エ 結成方法

自主結成とする。

(3) 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、次のとお

りとする。

ア 2 者の場合

30 パーセント以上

イ 3 者の場合

20 パーセント以上

ウ 4 者の場合

15 パーセント以上

(4) 代表者は、構成員のうち最大の業務履行能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

2 共同企業体の構成員は、当該業務において他の共同企業体の構成員になることはできないものとする。

3 結成された共同企業体のうち、当該業務の委託契約の相手方とならなかった者は、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(入札参加資格確認申請)

第5条 共同企業体を結成して入札等に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 共同企業体協定書（様式第2号）

(3) 委任状（様式第3号）

(4) 使用印鑑届（様式第4号）

(入札参加資格審査)

第6条 市長は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、入札参加資格の有無について審査するものとする。

(入札参加資格通知)

第7条 市長は、前条の規定により審査した結果を、申請書等を提出した者に通知するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった者は、市長に対して文書でその理由について説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、その理由を文書により回答するものとする。

(入札書等)

第8条 共同企業体の入札書又は見積書には、当該共同企業体の名称及び代表者を明記し、構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。ただし、当該企業体の代表者に入札等に関する権限が委任されている場合は、この代表者が記名押印するものとする。

(契約書)

第9条 共同企業体との契約の締結における契約書には、当該共同企業体の名称及び代表者を明記し、

構成員の代表者全員が記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施さなければならない。ただし、当該企業体の代表者に契約に関する権限が委任されている場合は、この代表者が記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施すものとする。

（代表者の権能）

第10条 業務の監督、業務委託料の支払い等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月14日告示第591号）

この告示は、令和5年12月28日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

共同企業体入札参加資格確認申請書

年 月 日

（あて先）松本市長

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者名

印

構成員の所在地

商号及び代表者名

印

構成員の所在地

商号及び代表者名

印

松本市が発注する

業務の入札等に参加するため、

を代表者とする共同企業体を結成したので、当該業務に係る
入札等の参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請いたします。

なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約
します。

添付資料

- (1) 共同企業体協定書（様式第 2 号）
- (2) 委任状（様式第 3 号）
- (3) 使用印鑑届（様式第 4 号）
- (4) その他必要とされる書類

様式第2号（第5条関係）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

（1） 松本市発注に係る 業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託

（2） 前号に付帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、 共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後 カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者名

所在地

商号又は名称

代表者名

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属

する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、他の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（構成員の出資の割合）

- 第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名	%
-----	---

会社名	%
-----	---

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

- 第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

- 第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

- 第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

- 第12条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

- 第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

- 第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により

構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務期間内における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務期間内において前項の規定により脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間内において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間内における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務期間内において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務についてかしがあったときは、

各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 者は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。

年 月 日

	所 在 地	
代表構成員	商号又は名称	
	代 表 者 名	印

	所 在 地	
構 成 員	商号又は名称	
	代 表 者 名	印

様式第 3 号（第 5 条関係）

委 任 状

年 月 日

（あて先）松本市長

委任者	共同企業体の名称	
	所在地	
構成員	商号又は名称	
	代表者氏名	実印

私は次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存在する間、松本市が発注する業務における下記の権限を委任します。

受任者	共同企業体の名称
	所在地
代表者	商号又は名称
	代表者氏名

受任者使用印

委任事項

- 1 入札及び見積に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び受領に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 支払期日の到来した利札の請求及び受領に関すること。
- 6 復代理人の選任に関すること。

様式第 4 号（第 5 条関係）

使 用 印 鑑 届

年 月 日

（あて先）松本市長

	共同企業体の名称	
	所在地	
代表者	商号又は名称	
	代表者氏名	実印

使用印

上記の印鑑は、松本市が発注する業務における次の行為に対して使用したいので届け出ます。

- 1 入札及び見積に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び受領に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 支払期日の到来した利札の請求及び受領に関すること。
- 6 復代理人の選任に関すること。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)